平成２０年（フ）第４９７号
広島市西区中広町３丁目25番21号
破産者　岩見鉄工株式会社
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１４３号
広島市西区観音新町１丁目20番24号
破産者　株式会社日本ユニコン
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１７号
北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26号エクセレンス三萩野311号
破産者　洞海砂利工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１７４９号
札幌市東区伏古12条３丁目５番２号
破産者　川口フォーム株式会社
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１１９号
北海道北見市とん田西町309番地４
破産者　株式会社エバーグリーン
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２０年（フ）第２６号
秋田県大仙市大曲須和町１丁目１番15号
破産者　合資会社フルヤ家具店
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２号
千葉県鴨川市天津3601番地、住民票上の住所千葉県館山市上真倉1850番地の13
破産者　菅野　　弘
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４号
千葉県館山市湊288番地の73
破産者　菅野　弘樹
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３３４号
東京都八王子市石川町93番地１
破産者　株式会社日本住宅安全協会
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３５号
千葉県松戸市常盤平１丁目11番地５
破産者　株式会社ソーラー管理センター
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３６号
埼玉県北本市本宿２丁目28番地
破産者　株式会社日総協
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３３７号
東京都日野市旭が丘４－７－５－５－804、住民票上の住所東京都八王子市石川町93番地１
破産者　富田　節子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３６号
東京都府中市住吉町３丁目79番地の10
破産者　早田　　亨
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７０号
東京都稲城市百村1610番地の１パークハイツＮＡＮＡ10Ｃ号室
破産者　宮城　　剛
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７１号
東京都稲城市百村1610番地の１パークハイツＮＡＮＡ10Ｃ号室
破産者　宮城　倫孝
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７７２号
東京都稲城市百村1610番地の１パークハイツＮＡＮＡ10Ｃ号室
破産者　宮城マサ子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３７３号
横浜市金沢区六浦５丁目６番１号、商業登記簿上の本店所在地横浜市金沢区六浦町1538番地45
破産者　いーぐる工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６２号
横浜市神奈川区子安通３丁目360番１号　サンマリーナ新子安903号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区和田２丁目12番11号
破産者　有限会社アマリ
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（フ）第６１５号
福井市本堂町第37号１番地の75
破産者　新栄興産有限会社
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
愛知県稲沢市大矢町寺脇58番地の１
破産者　株式会社太陽ファーム
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６９７号
北九州市八幡西区千代２丁目１番15号
破産者　有限会社上田設備
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４１号
北九州市若松区大字畠田925番地の１
破産者　有限会社平山建設
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部